

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年八月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 飯積向古河線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市栄字西野八四〇番地先から 同市栄字西田一一一五番一地先まで	加須市栄字西野八四〇番地先から 同市栄字西田一一一五番一地先まで	区 間
一一・二〇〇 一四・八〇	六・六〇〇 一一・五〇	敷地の幅員 (メートル)
一一三・二一〇		延 長 (メートル)
		備考